

スウェーデンの介護保障

古 橋 エツ子

I はじめに

スウェーデンの介護保障は、ここ30年の間に条件整備されてきたといえる。その際、介護をめぐる取り組みの特徴は、①つねに介護保障と介護実態とのズレを調査して法制化や法調整していること¹⁾、②介護を受ける者だけでなく介護者の側にもたった介護メニューを増やして選択しやすくしていること、③家族を無償の介護担当者とするのではなく、有償の介護担当者として位置づけていること、④男女のいずれも介護を担えるよう条件整備していること、⑤女性が仕事を辞めて介護にあたることと介護保障によって仕事を続けることとの経済効果を考慮していることなどである。

ところで、介護への取り組みは、まず働く親に対する子どもの介護保障から始められている。それは、1960年代後半以降の高度経済成長期に女性の労働力が必要とされたことに由来する²⁾。当時は、仕事と子どもの介護の両立は、働く女性の問題ととらえられていた。ところが、こうした働く女性の問題は、1970年代に入ってからフェミニストによる活動の影響を受けて、あらゆる分野での男女平等を達成することとの関わりで、女性だけでなく男性も含めた両性の問題として発展していった³⁾。そこで政府は、働く両親を対象とした子どもの介護保障とすべく

法調整をしている。

一方、高齢者の介護保障は、1975年に65歳以上の人口比率が14%に到達したことから、ようやく本腰を入れ始めた⁴⁾。もっとも、1960年代は、老後は老人ホームなどの施設で過ごすことが理想的という考え方から、大規模な施設が建設されている。1970年代に入ると、施設も「生活の場」として過ごせるように、大規模なものから小規模な施設へと移行している。同時に、介護サービス付きのサービスハウスが建設されていった。1980年代は、高齢者に関する初めての法律として、「社会サービス法」(Socialtjänstlagen <SFS1980: 620>)が制定され、ホームヘルパー制度を充実した在宅での介護保障が強化された。だが、1990年代に入ってさらに高齢化が進むにつれて、政府は90歳以上の後期高齢者を在宅で介護することへの限界を認識せざるをえなくなり、再び高齢者のための施設を整備している。その反面、家族や親しい身近な人による精神的な介護を保障するために、介護有給休暇法が制定された。

また、障害児・者に対する介護保障も、施設だけでなく在宅での自立した生活を可能にするために法制度が整備されている。とくに、高齢者と障害児・者などを対象としたパーソナルアシスタント制度は、一人ひとりのニーズやお互いの相性にあった介護を受けることができる制度である。この他、家庭で家族を介護する人を

地方公務員のホームヘルパーとして雇用する親族介護人制度もある。

本稿では、まずスウェーデンの子どもや高齢者などへのさまざまな介護保障の現状を概観し、また介護保障をめぐる経済的な負担と取り組みについても述べたい。

II 子どもの介護保障

1. 子どもの介護休暇法制化の背景

1974年、働く女性の出産・育児休暇期間中の所得補償であった「出産手当」は、父親も取得できる両親休暇法の施行と同時に「両親手当」と名称変更された。だが、両親手当は、1974年施行から1976年改正まで国民保険法・第3章傷病手当のなかに規定され、働いている親本人の傷病手当相当額を支給していた。1976年の改正

表1 一時介護両親手当の取得状況
(父親のための10日間手当および参観日手当を含む)

年	受給者数 (1,000人)	男性 %	女性 %	受給日数 (単位1,000人)	男性 %	女性 %
1982	546	40.9	59.1	3,236	34.4	65.6
1983	573	40.7	59.3	3,610	33.7	66.3
1984	568	39.7	60.3	3,689	33.7	66.3
1985	620	40.2	59.8	4,156	33.1	66.9
1986	642	40.6	59.4	4,223	34.4	65.6
1987	673	41.1	58.9	4,572	35.2	64.8
1988	737	41.3	58.7	5,661	34.8	65.2
1989	725	40.9	59.1	5,238	34.5	65.5
1990	762	41.2	58.8	5,731	34.5	65.5
1991	743	41.0	59.0	5,524	34.1	65.9
1992	712	40.9	59.1	5,259	34.3	65.7
1993	722	40.7	59.3	5,541	32.9	67.1

注：点線で表示してあるのは、法改正があったため。

資料出所：各年度のSocial försäkrings statistik FAKTA, RFV.を参考に作成。

で、両親手当が第3章傷病手当から第4章両親手当⁵⁾へと独立したのを契機に、子どもの病気に関する介護休暇期間中の所得補償として、「一時介護両親手当」が創設された⁶⁾。

子どもの介護休暇の権利は、一時介護両親手当が創設された2年後の1978年に、「育児等のための休暇の権利法」(Lag om rätt till ledighet för vård av barn, m. m. 以下、育児等休暇法という)によって、法的に位置づけられている。すなわち、同法の第4条では、親が一時介護両親手当を受給している期間中は休暇の権利を有すると定めている。したがって、具体的な子どもの介護事由などは、国民保険法・第4章両親手当給付のなかの一時介護両親手当に関する規定において述べられている。

2. 一時介護両親手当の概要

子どもの介護休暇で手当を受給している男女の割合は、4：6とその差は小さい。また1982年以来、男女差の変化もあまりない(表1参照)。親たちは、子ども一人に対して年平均8日間の手当を受給している(表2参照)。

(1) 手当の要件と受給対象者

一時介護両親手当の受給要件は、働いている親が手当を受給する日以前に、少なくとも社会保険事務所に180日間登録されていることが必要である。もっとも、スウェーデンでは16歳以上の全国民が国民保険に強制加入しているため、手当を受給できない例はほとんどない。

原則として手当の受給者は、働いている親が、スウェーデン国内で恒常に一緒に住んでいる子どもを介護する場合に対象者となる。例外的に1995年1月1日から、デンマーク、フィンランド、ノルウェーで働く親と一緒に住んでいる子どものためにも、手当が支給できるという規

表2 一時介護両親手当の受給に関する子どもの状況
(父親のための10日間手当および参観日手当を含む)

年	0～12歳の子どもの 取得に関する数 (単位1,000人)	受給対象となった子どもの数		
		子どもの数(単位1,000人)	子ども%	受給日数/子どもの数
1982	1,323	528	39.9	6.1
1983	1,306	554	42.4	6.5
1984	1,287	545	42.3	6.8
1985	1,277	603	47.2	6.9
1986	1,280	628	48.6	6.7
1987	1,260	658	52.2	6.9
1988	1,273	715	56.1	8.3
1989	1,300	705	54.2	7.8
1990	1,330	744	55.9	8.1
1991	1,365	733	53.7	7.9
1992	1,388	710	51.1	7.8
1993	1,430	730	51.1	8.0

注：点線で表示してあるのは、法改正があったため。

資料出所：表1と同じ。

定が導入された⁷⁾。働いている「親」の範囲は、実親、養親、継親、養子にする目的で子どもを家庭に受け入れて養育している者（里親）などと広い。また、法律婚による伝統的な家庭の子どもだけでなく、事実婚や再婚の多い家庭の子どもの介護も考慮して、「婚姻に類似した関係で、子どもの親の一方と共同生活を営んでいる者」まで、親と同一視している。かように受給対象者となる親の範囲が広いのは、事実婚による子どもが2人に1人という現状を配慮しているからである⁸⁾。

さらに改正によって、1995年1月1日以降は「親以外の者」も手当の受給対象者となることになります。子どもを介護する者の範囲が広がった⁹⁾。ただし、親以外の介護者は、①65歳以下の働いている人、②失業保険を受給していない人などが対象となっている。つまり、近隣の親しい人や親族などが、親にかわって子ども

の世話をや介護をすることが可能となる。その際の手当金額は、介護者自身の傷病手当相当額である。

(2) 子どもの年齢

子どもの年齢は、原則として生後240日から12歳未満である。ただし、例外として、以下の事由がある場合は手当を受給することができる¹⁰⁾。

- ① 子どもが生後240日以内であっても、入院または保育所に入っている場合
- ② 特別な援助が必要な子どもは16歳まで延長
- ③ 親が、16～21歳未満の障害をもった子どもと同居して世話をしている場合
- ④ 親が、21～23歳までの養護施設に通っている子どもの世話をしている場合

(3) 手当の受給事由

手当の受給事由は、以下のとおりである。な

お、④～⑦は、両親の同時受給を認める事由である。

- ① 子どもの病気または伝染病
- ② 子どもの通常の保育者（在宅の親、保育所の保母・保父、いつも子どもの世話をしているベビーシッターや親族など）の病気または伝染病
- ③ 子どもの予防接種、健康診断、歯の治療などへの付添い
- ④ 子どもを医者に連れていくとき、もう一方の親が家にいる他の子どもの世話をする必要があるとき
- ⑤ 重病の子どもを医者のところまで連れていくとき
- ⑥ 重病の子どもの治療のため、医者に往診をもらったとき
- ⑦ 重病の子どもに、医者の処方した治療を2人（両親）で分担して行う必要があるとき

（4）手当受給日数および金額とその計算方法

手当は、両親合計で各子ども各年ごとに60日間、さらに必要なときは60日間の合計120日間支給される。ただし、後半の60日間は、受給事由②以外の事由の場合に支給される。単親は、一人で両親合計分の手当を受給できる。手当の受給金額は、1～14日間は親本人の給与の80%、15日以降は給与の90%である。ただし、財源問題との関連で、1996年1月1日以降は、すべて本人給与の75%支給となることが予定されている¹¹⁾。

全日休暇型の介護休暇には、1日分の手当が支給される。また、労働時間を2分の1に短縮した介護休暇（半日休暇）には2日間で1日分の手当と計算し、労働時間を4分の3に短縮した介護休暇（2時間休暇）には4日間で1日分

の手当と計算して支給される。

3. 介護休暇権の保障

子どもの介護休暇権は、育児等休暇法によって保障されている。使用者は、労働者が一時介護両親手当を受給している期間中の介護休暇に関する不利益取扱い、解雇予告および解雇を禁止されている。また、休暇取得後は、休暇前と同程度の職業に復帰させなければならない。これらに違反した使用者は、休暇取得者に対して損害賠償をしなければならない。解雇予告および解雇を理由とする訴訟は雇用保護法が、また、その他の訴訟については共同決定法が適用される。

4. 子どもの介護を支えるその他の制度

（1）ホームヘルパー制度

かつてホームヘルパー制度は、子どもの伝染病の病後のように、病気ではないが保育所、幼稚園、学童保育所などへ出席できない状態のときにも利用されていた。それが1979年以降の改正によって、①一時介護両親手当の受給日数が増加したこと、②働く両親に手当の同時受給事由が導入されたこと¹²⁾、③親以外の介護者も手当受給対象者と認められたことなどから、現在では、子どものためのホームヘルパー制度の需要は激減している。

（2）介護手当制度

特別な世話を必要な16歳以下の子どもを持つ親は、子どもへの特別な世話の程度に応じて、介護手当を受給することができる（国民保険法・第9章）。この手当は、6ヶ月以上の介護が必要な子どもを世話している親に支給される。また、介護費用も、社会保険事務所が認める範囲内の額が保障される。世話や介護をする場所

は、自宅のみならず病院や施設まで含まれている。

III 高齢者の介護保障

1. 介護休暇法制化の背景

スウェーデンでは、高齢者の介護は「社会の責務」であり、介護保障の原点は「高齢者自身が自立し、かつ、尊厳をもって生活すること」である¹³⁾。したがって、65歳以上の高齢者の92.4%が、自宅でさまざまなサービスを受けながら自立した生活をしている。また在宅介護といつても、家族や親族が全面的にかかわる個人介護が前提ではなく、ホームヘルパー、訪問看護婦、保健婦など、専門職員（公務員）による社会的介護が前提となっている。

とはいっても、高齢の親と子どもは比較的近距離に住んでおり、お互いの交流状況はよく（表3参照）、介護に関する意識調査では、約60%が「1日数時間ならば親族の介護をすることは可能で

ある」と答えている¹⁴⁾。また、家族が介護を必要とする高齢者の世話をどれだけ引き受ける意思があるかについての面接調査では、大半が「負担が過重になったときはいつでも公的サービスが対応してくれる」という条件があれば、家族介護を続ける意思があるとしている¹⁵⁾。一方、親族の危篤、死去、葬儀、遺産相続の手続きなどに関して、国家公務員は1年間に最高15日間まで、また、コムューンの地方公務員は1年間に最高10日間までの有給休暇が団体協約にもとづいて取得できた。だが、民間企業では、こうした有給休暇は最高で1～2日間という実状もあった¹⁶⁾。

こうした状況のもとに、スウェーデン議会の高齢者委員会は、高齢者福祉政策の改革を求める報告書のなかに「高齢者となった親族のために、一定期間介護のできる介護休暇権を認めること」を提案した¹⁷⁾。介護休暇の法制化に際しては、家族形態が多様化している現状や超高齢社会が予想される21世紀への対応を考慮しながら

表3 老親と子どもとの距離・交流状況

(単位：%)

距離 交流	老親から子どもの方へ出かける			30～49歳の子どもが老親の方へ出かける 1984年
	1954年	1976年	1984年	
子どもと同居の老親	26	9	6	2
同じ建物に住む	11		2	2
近所に住んでいる			3	1
別居	28	39		
15 km 以内に住む			43	34
16～54 km (9～34分未満)	4	13	15	18
55～150 km 未満(34～93分)	2	6	7	11
150 km 以上	5	9	10	19
子どもがいない/親がいない	23	26	14	13
合計	99	102	100	100

注：1954年、1976年は端数を考慮していないので、計算上の合計は100%とならない。

資料出所：Sundström, Gerdt, "A Haven in a Heartless World? Living With Parents in Sweden and the United States 1880-1982", Continuity and Change, April 1987.

ら、1988年に「親族等介護有給休暇法」(Lag om ersättning och ledighet för närläggande)が制定された。

2. 親族等介護有給休暇法の概要

介護休暇の所得補償である「親族手当」の受給状況は、人数も受給日数も増加している（表4参照）。年齢および男女別による手当の受給状況は、男女とも65歳以上になると被保険者数も受給日数も差がなくなってくる（表5参照）。

(1) 介護休暇取得の要件と取得権者

休暇取得の要件は、①介護者、被介護者のい

ずれも社会保険事務所に登録されていること、②介護はスウェーデン国内で行われること、③被介護者が重病もしくはエイズ感染者であることなどである。重病であるか否かは、基本的には医師の診断書によるが、被介護者の病状に関する調査書によっても判断される。最終的には、社会保険事務所が審査を行い決定をする¹⁸⁾。

休暇の取得権者は、自宅・病院・施設などで重病人を介護するために休業または休学する16歳以上の男女労働者または勉学中の男女学生である。

(2) 被介護者の範囲

被介護者の範囲は、以下のとおりである。介護休暇法の草案段階では、その範囲は親族(anhörig)としていたが、近年の家族形態の変化に合わせることが要望され、制定時には親しい身近な人(närläggande)と広くなっている。

- ① 親族関係にある人=配偶者、両親（養親を含む）、16歳以上の子ども、兄弟姉妹
- ② 親しい身近な人=家族や親族のいない友人・隣人、お互い婚姻関係にない同居人または一人住まいの人（事実婚・同性婚）など

表4 親族手当の受給状況

年	被保険者			受給日数			
	男性%	女性%	合計人数	全日	半日	1/4日	合計注)
1990	26.1	73.9	2,574	20,941	3,493	628	22,845
1991	23.7	76.3	1,972	17,693	2,562	520	19,100
1992	27.1	72.9	2,769	22,130	3,012	1,193	23,934
1993	28.1	71.9	4,094	29,346	3,189	943	31,176

注：半日および1/4日は、それぞれを1日分に計算し直した後に合計。

資料出所：各年度のSocial försäkrings statistik FAKTA, RFVを参照して作成。

表5 1993年度の年齢および性別による親族手当受給状況

年齢	被保険者					受給日数 ¹⁹⁾				
	女性の数	%	男性の数	%	合計	女性の数	平均受給日数	男性の数	平均受給日数	合計
20～29歳	192	65.1	103	34.9	295	1,421	7.4	103	6.2	2,063
30～39	560	63.3	325	36.7	885	3,644	6.5	325	6.4	5,708
40～49	1,170	74.7	397	25.3	1,567	8,429	7.2	397	7.2	11,298
50～59	837	76.2	262	23.8	1,099	7,015	8.4	262	9.2	9,436
60～64	176	75.5	57	24.5	233	1,800	10.2	57	11.3	2,444
65歳以上	8	53.3	7	46.7	15	120	15.0	7	15.4	227
合計	2,943	71.9	1,151	28.1	4,094	22,429	7.6	8,747	7.6	31,176

注：半日および1/4日は、それぞれを1日分に計算し直した後に合計。

資料出所：Riksförsäkringsverket (RFV), INFORMERAR, Statistikinformation Is-I 1994: 19, s. 2.

(3) 休暇日数および受給金額と計算方法

休暇の日数は、被介護者の病状により異なる。まず、被介護者が重病人の介護者は、1年間に60日間の介護有給休暇を取得できる。なお、介護だれへの配慮もあって複数の介護者が想定されているため、介護者が複数の場合は、各介護者合計で1年間に60日間の介護有給休暇となる。ついで、エイズ感染者が被介護者である場合、介護者は1年間に240日間の介護有給休暇が取得できる。240日間としたのは、1年365日のうち、休日・祝祭日・年次有給休暇を除いた労働日が約240日となるからである。結果的に、エイズ感染者の場合は、1年間の介護休暇となる。

本法は介護有給休暇となっているが、年次有給休暇とは異なり、介護者本人の給与の80%が休暇期間中の所得補償、すなわち「親族手当」として支給される。また、一時介護両親手当と同様に、1996年1月1日以降は本人給与の75%支給となることが予定されている。

全日休暇型の介護休暇には、1日分の手当が支給される。また、労働時間を2分の1に短縮した介護休暇（半日休暇）には2日間で1日分の手当と計算し、労働時間を4分の3に短縮した介護休暇（2時間休暇）には4日間で1日分の手当と計算して支給される。

(4) 介護休暇権の保障

使用者は、労働者が介護有給休暇の請求もしくは休暇取得したことを理由に、不利益取扱い、解雇预告および解雇することを禁止されている。また、休暇取得後は、休暇前と同程度の職業に復帰させなければならない。これらに違反した使用者は、休暇取得者に対して損害賠償をしなければならない。解雇预告および解雇を理由とする訴訟は雇用保護法が、また、その他の訴訟については共同決定法が適用される。

3. 高齢者施設における介護保障

高齢者の介護を保障する施設としては、特殊形態の住宅がある。すなわち、老人ホーム、ナーシングホームなどのいわゆる施設と、サービスハウス/住宅、グループ住宅などの介護付き住居である。前者の施設を利用している65歳以上の高齢者の割合は7.6%、80歳以上の高齢者になるとその割合は23.4%となる。後者の介護付き住居利用者の割合は、同様に2.3%、6.0%となっている¹⁹⁾。もっとも、介護付き住居は施設以外の通常の住居と分類されているため、自宅（通常の住居）で暮らす65歳以上の高齢者は92.4%、80歳以上の高齢者は76.6%である。

介護付き住居ではない自宅で生活する要介護の高齢者は、ホームヘルパー制度による介護、訪問看護の他に、デイケアサービス、給食・除雪・電話・入浴などのサービス、夜間および深夜パトロール、緊急呼び出しなどのサービスが保障されている。

ちなみに、これらの特殊形態の住宅への入居は、各地区の社会福祉事務所に所属している判定員が、本人および家族またはホームヘルパーなどと相談をして決定をする²⁰⁾。以下、施設やサービスハウス/住宅、グループ住宅について述べる²¹⁾。

(1) 老人ホーム

老人ホームは、自宅でひとり暮らしができない何らかの世話や介護が必要な高齢者のための施設である。サービスハウス/住宅と同じく、医療行為は必要ない高齢者が対象となる。ほとんどがベッド、トイレ、シャワー付きの個室だが、台所がついていないため食事付きとなっている。介護は、24時間体制である。

(2) ナーシングホーム

ナーシングホームは、医療行為が必要な高齢

者のための施設である。このホームは、痴弱な高齢者や痴呆症高齢者の介護施設としての役割の他に、デイケア、痴呆症ケア、短期のリハビリテーション、交替介護なども行っている。交替介護とは、在宅介護とナーシングホームによる介護を定期的に交互に行うことをいう。

また、ナーシングホームや自宅に戻るため、病院での治療後にリハビリテーションを中心とした介護を行う老人病院がある。

(3) サービスハウス/住宅

サービスハウスは、建物全体が年金生活者専用の介護サービス付きの集合住宅で、20～100戸単位のマンション形式をとっている。各戸は、緊急ベル、安全アラーム付きで1人用の1DK（約35 m²）から2人用の2DK（約67 m²）があり、常駐のヘルパーの他に看護婦、准看護婦がいる。共用部分は、機織りや工芸のできる趣味の部屋、集会室、洗濯室などのほか、レストランや美容院なども設置して外部の人々にも開放している。

一方、サービス住宅は、介護サービス付きという点ではサービスハウスと同じであるが、一般的なマンションなどの集合住宅のなかに設置されている。

(4) グループ住宅

グループ住宅は、重度の知的障害または痴呆症などの人々のための少人数グループの住宅である。通常、6～8人が一緒に生活をしている。かれらは、個室の他に食堂やリビングといった共同使用部分をもち、ヘルパーなどの職員による24時間体制の介護やサービスを受けている。最近では、施設を新築すると費用がかかるため、集合住宅、サービスハウス、老人ホームの一部を利用したり、ときには民家を利用したグループ住宅が設置されている。

1980年代後半に入ってから、グループ住宅に関する研究が多くされている。この研究結果から、グループの人数、住居内容、介護の内容などが明らかにされた。そのなかで特徴的なことは、①個人の尊厳のため個室の確保は必要であること、②精神的な安定のため自分が今まで使用してきた家具・日用品・家族の写真・表札などを個室に持ち込めるようにすること、③親族とのふれあいの場を設けること、④各部屋は、職員が介護やサービスをするときに働きやすい広さが必要であること、⑤人数が多かったり、面積が広過ぎて施設風にならないような工夫をすることなどである。また、施設で過ごしていたときよりも薬の投与が少なくなったため健康的であり、かつ、医療費も安上がりとなることが長所として強調されている。

職員用の部屋をグループ住宅内に設置するか否かは、現在も課題となっている。ちなみに、約70%が職員用の部屋をグループ住宅内に設置している。

IV さまざまな介護保障

スウェーデンでは、介護休暇や施設および在宅サービスの他に、①個人的なホームヘルパーとしての機能をはたすパーソナルアシスタント制度と、②家族を介護する親族介護人制度がある。いずれの制度も、公的な援助や位置づけによるものである。

1. パーソナルアシスタント制度

かつて、パーソナルアシスタント²²⁾は、地方公務員として障害児・者や高齢者の個人的なヘルパーとしての役割をしていた。だが、1994年1月1日に「障害へのサポートおよびサービス

表6 ホームヘルパーとパーソナルアシスタントの人数

種別/年	1989	1991	1993
ホームヘルパー ⁽¹⁾			
①フルタイム雇用	20,474	28,186	39,919
②パートタイム雇用	65,191	72,235	100,435
③時給雇用	25,179	29,752	36,333
パーソナルアシスタント	312,126	286,358	238,335

注：ただし、親族介護人であるヘルパーは数に入っていない。

資料出所：SCB, "Statistisk årsbok '95", 1994, s. 315を参照に作成。

法」(Lag om stöd och service till vissa funktionshindrade <SFS1993:387>) および「ケアアシスタント補償法」(Lag om assistansersättning <SFS1993:389>) が施行された関係で、公務員のパーソナルアシスタント派遣は廃止された。その代わり、週最高20時間の介護が必要な者に対して、アシスタント補償法にもとづくアシスタント料の補償が直接要介護者に支給されることになった²³⁾。

したがって、障害児・者や高齢者が、この補償を受けて直接パーソナルアシスタントを雇用することになったので、アシスタントの使用者はコムニーンから要介護者へと変更された。要介護者は、自ら使用者となったことで、アシスタントの給与とともに一般社会保障費も負担しなければならなくなつたが、反面、家族または親しい友人などをパーソナルアシスタントとして雇用できる柔軟さも得ることになった。

パーソナルアシスタントの人数は現在もホームヘルパーより多いが、アシスタントの数そのものは減少している（表6 参照）。

2. 親族介護人制度

親族介護人制度は、配偶者・パートナー、親

族などが仕事を辞めて、家族または同居している障害児・者や高齢者などを介護する場合、親族介護人＝家族ヘルパーとしてコムニーンに認定されて雇用される制度である。すなわち、地方公務員と位置づけられて家族介護にあたることになる。

1975年には、約2万人の親族介護人がいたが、10年後の1985年には約4,000人に減少している。1992年以降は徐々に増えて、約7,300人である。親族介護人の約85%は女性で、娘や妻が多く、わが国で多い「息子の配偶者」はほとんどない。親族介護人を対象とした調査によれば、60%が地方公務員としての雇用に満足しているが、介護教育を受ける機会が少ないと、体力的な問題、介護責任にともなう精神的な苦痛など、心身ともに限界があることが明らかにされている²⁴⁾。

V おわりに—介護保障と経済効果

1992年1月1日以降、高齢者および障害者のための医療福祉改革である「エーデル改革」が実施された。改革の目的は、①それまで、医療は県、福祉サービスはコムニーンと責任分担されていた不便さを解決するために統合して、主に在宅介護に関してコムニーンが責任をもつこと、②人的物的資源と財源を効率的に活用してコストを抑えてより質の高い介護サービスを長期にわたって提供することである。つまり、スウェーデン経済の悪化を解消するとともに、介護サービスの利用者に「安心感」「個人の尊重」「選択の自由」を保障するためである。

財源縮小としては、目下、国民保険法にもとづく所得補償であるさまざまな手当の減額が予定されている。現在、給与の65~90%が補償さ

れている諸手当は、1996年1月1日以降、出産・育児のためのパパ月とママ月の2カ月以外は、すべて給与の75%補償となる。ちなみに、パパ月とママ月のみは、85%補償である²⁵⁾。

財政負担を高めず、かつ、サービスの水準を維持する例としては、ケアアシスタント補償法の施行をあげることができる。すなわち、要介護者には好みの介護者を選択することを可能にしつつ、アシスタントを公務員から私的な雇用関係にしたことで、批判されていた公務員の削減も解決しているからである。同様に、施設やさまざまなサービスには、競争原理、民間委託などの導入が試みられている。ただし、民間委託といっても、完全な民営とは異なり、あくまで官公序が財政を負担し、監督している。具体的な民間委託の方法に、入札によるサービス業務の委託がある。保育所、施設などが、私企業、公務員による協同形式、個人などによって運営されている²⁶⁾。この狙いは、競争原理を取り入れることでコストを抑えることにある。なお、民間委託の契約期間は1~3年であるため、サービス業務の内容が悪ければ契約は更新されないという歯止めがある。

また、介護保障と経済状況との関連では、家族による介護負担はこれ以上望めないとみている²⁷⁾。そのため親族介護人を増やすより、ナーシングホームと自宅における交替介護を徹底させることを具体策としている。さらに、女性が仕事を辞めて介護にあたるという発想はない。1991年以降、女性が仕事を辞めて家庭で育児や介護をすることと、育児・介護保障を充実させて仕事を継続すること、すなわち、税負担者になることを「経済効率性」という観点で調査研究している²⁸⁾。それによれば、家庭内での男女平等を強調しながら、さまざまなサービスへの経

済的な投資によって税収入が増加することの方が経済効果があるとしている。

注

- 1) スウェーデンでは、法制化や法改正をする際、その法的効果が及ぶ関係諸官公序、諸団体および個人からの意見書による意見聴取をしなければならないというレミス制度の存在が、実効性ある法制度を形成している。この点については、以下を参照されたい。佐藤満「スウェーデンにおける政策形成過程の一考察(1)一付加年金成立過程を手掛りに」法学論叢第110巻第2号、1981年、42-49頁。渡辺芳樹「行政組織」社会保障研究所編『スウェーデンの社会保障』東京大学出版会、1987年、53-55頁。
- 2) 政府は、当時の労働力不足を補うために、家庭で子育てをしている女性の就労政策とともに、南ヨーロッパからの労働移民政策も打ち出している。現実には、私企業の使用者が女性より男性の外国人労働者を多く雇用したため、国・県・コムューン（地方自治体）の公務員不足は家庭にいた女性たちによって補われていった。なお、スウェーデンのコムューンは、日本の市町村とは行政範囲、性格などが異なるため、以下、原語のままコムューンとする。
- 3) 古橋エツ子（1989）362-366頁参照。
- 4) スウェーデンでは、65歳以上の人口比率が7%であった1890年から14%に到達した1975年までに要した年数は、85年かかっている。したがって、高齢社会を迎えるスピードは緩やかであった。
- 5) 第4章として独立した当初は、章の名称は「両親手当」（Föräldrapenning）であったが、1985年改正の際に章の名称も「両親手当給付」（Föräldrapenningförmåner）と改正された。
- 6) 一時介護両親手当の創設以前は、働いている親は子どもの介護を理由に休業した場合、子ども10歳未満まで毎年ごとに10日間の傷病手当を受給することができた。
- 7) Regeringens proposition 1994/95: 42, s. 25. および国民保険法・第4章の改正法（SFS1994: 1655）を参照。

- 8) スウェーデンの婚姻外出生数は、未婚、離別もしくは死別した女性が出生した子どもの数である。1988年には、婚姻外出生数が全体の出生数の50.94%と婚姻出生数を上回った。SCB Befolkningsförändringar. Del 3 för 1977-1990; Befolknings-statistik. Del 4 för 1991. SCB Årsbok 1993などを参照。
- 9) Socialförsäkringsutskottets betänkande 1993/94: SfU15, Föräldraförsäkring, s. 31.
- 10) なお、③④は「障害へのサポートおよびサービス法」が1994年1月1日に施行されたときに導入されている。ただし、当該子どもが、障害者補償もしくは「ケアアシスタント補償法」にもとづくアシスタント補償の判定をすでに受けている場合には、一時介護両親手当を受給することはできない。
Allmänna råd 1994: 7, "Föräldrapenning-förmåner", RFV, s. 40.
- 11) Regeringens proposition 1994/95: 150, s. 10-13.
- 12) 共働きの両親に同時受給を認めた背景には、あらゆる分野での男女平等をめざす当時のスウェーデン男女平等政策に由来している。また、仕事と育児・介護を男女でともに担っていると提唱した「家族的責任を有する男女労働者の機会均等および平等待遇に関するILO156号条約」を批准したことでも影響している。
- 13) Ds1989: 27, "Ansvaret för äldreomsorgen", Socialdepartementet, 1989.
- 14) SOU1983: 64, "Ledighet för anhörigvård", s. 81.
- 15) 三上英美子(1994)11頁参照。なお、わが国における調査研究からも、同様の結果が得られている。安梅勅江「介護負担感からみた保健福祉支援ニーズ」季刊社会保障研究第29巻第2号、1993年、115-120頁参照。
- 16) Regeringens proposition 1987 / 88: 176, "Äldreomsorgen inför 90-talet", s. 98-99.
- 17) 前掲 Ds1989: 27 参照。
- 18) 社会保険事務所の決定、決定の再審査および変更などへの不服申し立ては、裁判所もしくは社会保険委員会にすることができる。
- 19) Socialstyrelsens bostadssociala inventering och statistiskt meddelande S22 SM 8601, SCB. Socialstyrelsen redovisar 1987: 15, s. 182.
- 20) 判定員は、この他、身体が不自由になったときにどのような補助器具が必要か、自宅の改造が必要か、どのようなホームヘルプサービスが必要か、施設に入居すべきかなどを調査して決定している。ビヤネール多美子(1995)91-93頁、183-185頁参照。
- 21) 吉橋エツ子(1992) 52-55頁参照。
- 22) パーソナルアシスタントは、ケアアシスタンストともいう。
- 23) RFV, "Assistansersättning—En ny socialförsäkringsersättning—", 1993, s. 3-4.
- 24) ビヤネール多美子(1995) 220-221頁。
- 25) Regeringens proposition 1994/95: 150, s. 13.
- 26) 保育所では、1970年代前半から両親協同保育所(Föräldrakooperativt Daghem)が補助金を直接受けて親たちが経営、管理する例があった。詳しくは、以下を参照されたい。吉橋エツ子「スウェーデンの両親協同保育所」女性労働第18号、婦人労働研究会、1993年、144-150頁。
- 27) スウェーデンが、EUに加入するに際して調査した「スウェーデンとヨーロッパの高齢者」によると、子どもの同居率が高く、施設やホームヘルパーをほとんど利用していないのは、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スペインの高齢者である。しかし、同居率が低く施設やホームヘルパーを利用しているスウェーデン、デンマーク、オランダよりも、なぜか孤独感が高くなっている。"Äldre i Sverige och Europa", Socialstyrelsen, 1993, s. 18-23.
- 28) Ds1991: 66, "Marginaleffekter och tröskeleffekter—barnfamiljerna och barnomsorgen", Rapport till ESO. "Social Security in Sweden—How to Reform the System", Report to ESO, 1995.

参考文献

- Allmänna råd 1989: 6, "Ersättning för närläggande värden", RFV.
- Allmänna råd 1994: 7, "Föräldrapenning-förmåner", RFV.

Birgit Arve-Parès Ed. 1994 "Building Family Welfare", The Network of Nordic Focal Points for the International Year of the Family 1994.

ビヤネール多美子 1995 『未来都市に住む—スウェーデンの超高齢社会—』(財)全国勤労者福祉振興協会。

Ds1989 : 27, "Ansvaret för äldreomsorgen", Socialdepartementet.

Ds1991 : 66, "Marginaleffekter och tröskeeffekter — barnfamiljerna och barnomsorgen", Rapport till ESO.

古橋エツ子 1989 「スウェーデンの育児保障制度」早稲田法学第64巻第4号。

古橋エツ子 1990 「スウェーデンの親族等介護休暇法の意義」季刊年金と雇用第9巻第4号。

古橋エツ子 1991 「スウェーデンの介護休暇制度」婦人労働第16号。

古橋エツ子 1992 「スウェーデンのグループ住宅」週刊社会保障第1677号。

古橋エツ子 1993 「育児・介護に対する休業保障」社会保障研究所編『女性と社会保障』東京大学出版会。

三上英美子 1994 「福祉国家の福祉改革—スウェーデンの動向」農林年金, 1994年7月号。

岡沢憲美・奥島孝康編 1994 『スウェーデンの経済』早稲田大学出版部。

Regeringens proposition 1987/88 : 176, "Äldreomsorgen inför 90-talet".

Regeringens proposition 1994/95 : 42, 1994/95 : 150.

RFV, 1993, "Assistansersättning—En ny socialförsäkringsersättning".

Socialförsäkringsutskottets betänkande 1993/94 : SfU15, Föräldraförsäkring.

Socialstyrelsen 1993 "Äldre i Sverige och Europa".

Socialstyrelsen redovisar 1987 : 15, "Folkhälsorapport".

SoS-rapport 1991 : 5, "Gruppboende och grupp-bostäder för äldre", Socialstyrelsen.

SOU1983 : 64, "Ledighet för anhörigvård".

SOU1994 : 139, "Ny socialtjänstlag".

山井和則 1993 『スウェーデン発 住んでみた高齢社会』ミネルヴァ書房。
(ふるはし・えつこ 花園大学教授)